

定額減税を補足する給付金(不足額給付)申請書

転入者用

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

宝塚市長

市
受付印

【本様式での申請が必要な方】

令和6年中に他の市区町村や海外から宝塚市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。

- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方) など

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

本様式を提出いただいた場合、宝塚市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

誓約・同意事項

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

支給要件①

I + II - III > 0 となる納税義務者

(I + II の合計額に対し、1万円に満たない端数がある場合には切り上げる。)

- I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

支給要件②

令和6年分所得税額(定額減税前)または令和6年度個人住民税所得割額(定額減税前)が0円を超える所得があるにもかかわらず、未申告となっていないこと。

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

署名欄

上記①~④全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。また、本申立ての内容に相違ありません。

令和 7年 月 日 (フリガナ)
申請者氏名
〒 -
現住所
〒 -
令和6年1月1日
時点の住所
電話 生年月日 年 月 日

申請者以外が代理申請を行う場合は、裏面をご覧ください。

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
				男・女 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名(自署が困難な方は、代筆可)

提出書類

- 『定額減税を補足する給付金(不足額給付)申請書』(本書類)
※ 必要事項を全てご記入ください。
- 令和6年度住民税の課税証明書のコピー
【令和6年度の当初調整給付の対象外だった方、令和6年度住民税に変更があった方のみ】
※ 課税証明書は申請日から3カ月以内に発行されたものとしてください。
- (日本国籍の方)戸籍の附表、(外国籍の方)パスポートの上陸許可証印のコピー
【令和6年1月1日時点では、国外居住だった方のみ】
※ 令和6年度の住民税の賦課期日に日本国内に住所を有さないことが分かる書類を提出してください。
※ 令和6年中に入国し、令和6年分の所得税がかからない方は、本給付の対象ではありませんのでご注意ください。

注意事項

- 申請書と必要書類を提出いただいても、本給付金の対象とならない場合には給付金を支給することはできません。
- 本給付金は、合計所得が1805万円以上の方は対象ではありません。
- 本給付金は、令和6年分所得税額(定額減税前)または令和6年度個人住民税所割額(定額減税前)のいずれかが0円を超えている方で、定額減税において控除不足額が発生する方が対象となります。
- 令和6年1月1日時点では日本国内に非居住だったが、令和7年1月1日以前に入国し居住者となった方については、令和6年分所得税が発生した場合において所得税分3万円のみを基礎として給付額を算定します。
- 申請書の記載内容に不備があった場合や、必要書類を提出しただけなかつた場合は給付金を支給することはできません。
- ご記入の電話番号にご連絡をさせていただく場合がありますので、必ず日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- 連絡が取れず、書類や記入の不備が解消できない場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。
- 支給要件を満たしていないにも関わらず、虚偽の申請により不正に給付金を受給した場合には、本給付金の返還を求めるとともに詐欺罪に問われることがあります。
- 本給付金事業は、令和7年10月31日で終了します。事業終了までに不備が補正されないなどで支給決定がされない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。

定額減税を補足する給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

ご不明な点はお問い合わせください。

☒ 宝塚市 不足額給付(定額減税を補足する給付金)コールセンター
☎ 0797-61-7555 (平日9時~17時半)